

議案第 6 号

桐生市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例案

桐生市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 2 月 20 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例

(桐生市職員退職手当支給条例の一部改正)

第1条 桐生市職員退職手当支給条例(昭和32年桐生市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第10条第11項第4号中「職業」を「安定した職業」に改め、同条第14項各号列記以外の部分中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

附則第13項本文中「附則別表第1」を「附則別表」に改める。

附則第14項中「第35条」を「第35条の2」に改める。

附則第16項中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

(桐生市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 桐生市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(令和4年桐生市条例第35号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「附則第9条第3項」を「附則第9条第2項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第1条附則第13項及び第14項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の桐生市職員退職手当支給条例(以下「新条例」という。)第10条第11項(第4号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。)の規定は、退職職員(退職した桐生市職員退職手当支給条例第2条第1項に規定する職員(同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。)をいう。以下この項において同じ。)であって前項本文に規定する施行の日以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であって同日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

議 案 説 明

議案第 6 号 桐生市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例案

雇用保険法の一部改正により、同法に規定する就業手当が廃止されることに伴い、所要の改正を行おうとするものです。